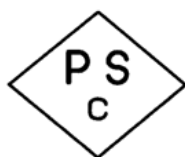


消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド

注 意！

海外の事業者（特定輸入事業者）及び子供用特定製品（乳幼児用玩具（３歳未満向け玩具）、乳幼児用ベッド）に関する規制は、２０２５年（令和７年）１２月２５日から施行されます。本法令業務実施ガイドの法令条項については、２０２５年（令和７年）１２月２５日施行時点のものです。



（特別特定製品の表示）

- ・携帯用レーザー応用装置
- ・浴槽用温水循環器
- ・ライター



（特別特定製品以外の特定製品の表示）

- ・家庭用の圧力なべ及び圧力がま
- ・乗車用ヘルメット
- ・登山用ロープ
- ・石油給湯機
- ・石油ふろがま
- ・石油ストーブ
- ・磁石製娯楽用品
- ・吸水性合成樹脂製玩具



（特別特定製品である子供用特定製品の表示）

- ・乳幼児用ベッド



（特別特定製品以外の子供用特定製品の表示）

- ・乳幼児用玩具（３歳未満向け玩具）

令和７年３月版（令和６年法改正対応版）

経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課

目次

1. 消費生活用製品安全法の概要	4
1－1. 消費生活用製品安全法 主たる関係法令等	4
1－2. 定義	4
1－3. P S Cマーク対象製品に関する制度	7
1－4. 製品事故情報報告・公表制度	12
1－5. 長期使用製品安全点検・表示制度	13
1－6. 雑則	14
2. 事業開始の手続	15
2－1. 事業開始の流れ	15
2－2. 特定製品	20
2－3. 技術基準及び使用年齢基準への適合義務等	21
2－4. 特定製品の自主検査及び検査記録の保存（法第11条第2項）	22
2－5. 特別特定製品の適合性検査及び適合性証明書の保存（法第12条第1項）	22
2－6. P S Cマーク（子供P S Cマークを含む）の表示の方法	25
2－7. 製品に表示する届出事業者の名称等	26
3. 事業開始届出の作成方法	28
3－1. 保安ネット（オンライン）による作成方法	28
3－2. 紙（郵送）による作成方法	29
4. 事業期間中の手続	48
4－1. 手続事項一覧	48
4－2. 事業届出事項変更届出	50
4－3. 国内管理人の定期報告	53
4－4. 契約解除等報告	54
4－5. 特定製品輸出用例外届出	55
4－6. 特定製品例外承認申請	56

4－7. 古物である子供用特定製品例外承認申請	57
4－8. 略称（記号）表示承認申請	58
4－9. 登録商標表示届出	59
5. 地位承継の手続	60
6. 事業廃止の手続	61
7. 届出書・申請書の提出先	62
7－1. 届出・申請手続別提出先一覧	62
7－2. 提出先一覧	64

1. 消費生活用製品安全法の概要

1-1. 消費生活用製品安全法 主たる関係法令等¹

消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）
消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号。以下「令」という。）
消費生活用製品安全法施行規則（昭和 49 年農林省・通商産業省令第 1 号）
経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和 49 年通商産業省令第 18 号。以下「技術基準省令」という。）
経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成 20 年経済産業省令第 26 号）
消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 47 号。以下「内閣府令」という。）
消費生活用製品安全法施行令別表第一第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令（令和 5 年経済産業省令第 29 号）
特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則（令和 7 年経済産業省令第 7 号。以下「報告規則」という。）
消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（以下「解釈通達」という。）
消費生活用製品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

1-2. 定義

用語	定義
製品安全 4 法	消費生活用製品安全法（以下「法」という。）、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の 4 法。
消費生活用製品	主として一般消費者の生活の用に供される製品（法第 2 条第 1 項）。工業的プロセスを経た物 ² であって、独自に価値を有し、一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されるもの ³ 。
特定製品	消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるもの（法第 2 条第 2 項、令第 1 条及び別表第 1）。○PSC マーク ⁴ がなければ販売できない（法第 4 条第 1 項）。
特別特定製品	特定製品の製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるもの（法第 2 条第 3 項、令第 2 条及び別表第 2 上欄）。◇PSC マーク ⁵ がなければ販売できない（法第 4 条第 1 項）。
技術基準	特定製品について、主務省令で定める一般消費者の生命又は身体に対す

¹ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act.html>

² ハンドメイド品やオーダーメイド品であっても、消費生活用製品に含まれ得る。

³ 「建築物」、「構築物（遊園地のメリーゴーランド等）」、「鉄道車両」、「一次産品（原油、鉄鋼石等）」等は製品に含まれない。また、「部品」については、その使用者が主として事業者であることが多いので、原則として消費生活用製品には含まれない。

⁴ 子供用特定製品については、○子供 PSC マークが必要。

⁵ 特別特定製品である子供用特定製品については、◇子供 PSC マークが必要。

	る危害の発生を防止をするため必要な技術上の基準（法第3条第1項、技術基準省令第3条第1項及び別表第1）。
子供用特定製品	特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるもの（法第2条第4項、令第3条）。子供PSCマークがなければ販売できない（法第4条第2項）。
使用年齢基準	子供用特定製品について、主務省令で定めるその使用に適した年齢に関する基準（法第3条第2項、技術基準省令第3条第2項及び別表第1の2）。
使用上の注意等	使用年齢基準に適合している子供用特定製品について表示すべき、子供用特定製品の使用に適した年齢その他のその使用に関して注意を促すための主務省令で定める文言（法第12条の2第2項、技術基準省令第21条の2及び別表第2の2）。
製造事業者	国内の製造事業者。
輸入事業者	国内の輸入事業者又は特定輸入事業者。
販売事業者	対価を受けることを条件として、継続反復して特定製品を譲り渡すことを事業として行う者。
特定輸入事業者	輸入事業者のうち、外国において、取引DPFを利用等することで、国内の輸入事業者を介さず、直接国内の一般消費者に消費生活用製品を販売する海外事業者（法第6条第2号、第2条第10項）。
国内管理人	日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び防止するために必要な措置をとらせるための者（法第6条第2号）。法令上の基準を満たした者でなければならない（法第11条第4項、技術基準省令第15条の2）。
取引DPF	オンラインモール等の取引デジタルプラットフォーム。一般消費者と製造事業者、輸入事業者又は販売事業者との間の通信販売に係る取引の場（法第2条第8項、令第7条）。
取引DPF提供者	取引DPFを単独で又は共同して提供する者（法第2条第9項）。
届出事業者	法第6条の規定による届出（事業の届出）をした特定製品の製造事業者又は輸入事業者。
工場要件	法第6条第4号の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第7条の2で定める要件。
自主検査	届出事業者自ら技術基準に適合していることを確認するための検査（法第11条第2項）。
検査記録	自主検査を実施した際に、作成する検査結果を記録した書類（法第11条第2項）。
登録検査機関	主務大臣（経済産業大臣）の登録を受けた者（法第12条第1項）。
適合性検査	登録検査機関による検査（法第12条第2項）。

適合性証明書	適合性検査を受検し、交付を受ける書類（法第 12 条第 2 項）。
適合同等証明書	適合性証明書と同等なものとして、交付を受ける書類（法第 12 条第 2 項、技術基準省令第 17 条）。
PSC マーク	特定製品に技術基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示。特定製品の場合には○PSC マーク、特別特定製品の場合には◇PSC マークであり、表示を付するための条件に違いはあるものの、いずれも国が認証又は承認するものではない。
子供 PSC マーク	PSC マークのうち、子供用特定製品に技術基準及び使用年齢基準に適合させる等の義務を履行した場合に付することができる表示。特別特定製品である子供用特定製品については◇子供 PSC マーク、特別特定製品以外の子供用特定製品については○子供 PSC マークを表示する。表示を付するための条件に違いはあるものの、いずれも国が認証又は承認するものではない。
中古品特例	一般消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、子供 PSC マークが付されていない古物である子供用特定製品の販売を可能とする特例（法第 4 条第 3 項第 4 号、技術基準省令第 4 条第 4 項）。
特定保守製品	消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（以下「経年劣化」という。）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるもの（法第 2 条第 5 項、令第 4 条及び別表第 3）。
製品事故	消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故等であって、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（法第 2 条第 6 項）。
重大製品事故	製品事故のうち、死亡事故、一酸化炭素中毒事故、30 日以上の治療を要した事故、火災が発生したもの（法第 2 条第 7 項、令第 5 条）。重大製品事故が発生した場合、製造事業者又は輸入事業者は国に報告しなければならない。
保安ネット	製品安全 4 法の一部届出と申請をインターネット上で作成・提出することが可能なシステム ⁶ 。

⁶ https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html

1-3. PSCマーク対象製品に関する制度

(1) 制度の目的・概要

消費生活用製品安全法は、消費生活用製品により起こりうる怪我、火傷、死亡などの人身事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的として制定された法律です。

具体的には、危害発生のおそれがある製品を特定製品（PSC マーク対象製品）として指定し、製造事業者及び輸入事業者に対して国への届出を求めるとともに、国が定めた技術基準に適合することを義務付けています。製造事業者及び輸入事業者は技術基準適合義務を含む一定の義務を果たした場合には、その特定製品に PSC マークを付することができます。製造事業者、輸入事業者及び販売事業者は PSC マークの付された特定製品でなければ、販売することはできません。

(2) 対象製品

消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を特定製品として指定し、特定製品の製造、輸入及び販売を規制しています。現在、特定製品として、家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープ、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、ライター、磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の13製品を指定しています。

また、特定製品のうち、特定製品の製造又は輸入の事業を行う者の中に一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品は、特別特定製品として指定しています。現在、特別特定製品として、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライターの4製品を指定しています。

加えて、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生防止するための表示が必要であると認められる製品は、子供用特定製品として指定しています。現在、子供用特定製品として、乳幼児用ベッド、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の2製品を指定しています。

なお、各特定製品についての解釈や具体的な製品の該当性は、解釈通達「1 特定製品」を参照してください。

(3) 事業の届出の提出・届出事項の公表

特定製品の製造事業者及び輸入事業者は、国に対し、事業開始日、製造（輸入）する特定製品の区分等⁷の届出をしてください（法第6条、技術基準省令の様式第3）。

輸入事業者のうち、外国にある者（特定輸入事業者）は、国内管理人を選任する必要があり、

⁷ 令和7年12月25日以降、以下に示す工場要件を満たした場合には、製造する工場又は事業場（輸入事業者にあつては、製造事業者）に係る事項の届出が不要となりました。

①届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。

②届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第11条第2項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

③経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

④その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

国内管理人の住民票や特定輸入事業者と国内管理人の契約に関する書類等を添付する必要があります（法第6条第2号、技術基準省令第6条第2項）。また、国内管理人は、特定輸入事業者と国とのいわばコンタクトパーソンとしての対応や立入検査、報告徴収に対応するため、届出情報を国内管理人に提供してください。

これらの届出をした場合⁸、届出事業者の氏名、住所、特定製品の型式の区分等（特定輸入事業者の場合、国内管理人の氏名等を含みます。）が公表されます。

なお、届出の提出に係る書類の詳細は、後記3-2.（1）を参照してください。

（４）損害賠償措置

特定製品の製造事業者及び輸入事業者は、当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置（損害賠償措置）を講じている必要があります（法第6条第5号、法第11条第5項）。具体的には、被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額として填補する損害賠償責任保険契約であり、事業者がこの保険契約の被保険者となる必要があります（技術基準省令第16条）。これらに関する資料は届出の際に添付する必要があります。

（５）国内管理人の基準適合義務

特定輸入事業者である届出事業者は、選任する国内管理人が以下の基準に適合するようにしなければならず（法第11条第4項、技術基準省令第15条の2）、その適合を証する資料は届出の際に添付する必要があります。当該基準に適合しない場合には、国内管理人として不適切であるとして、特定製品を販売することは許されません。

- ① 日本に住所を有すること。
- ② 届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限を付与されていること。
- ③ 特定製品に関する法令の規定を遵守するものであること。
- ④ 日本語による会話能力を有すること。
- ⑤ 次の事項が定められた契約関係であること⁹。
 - (i) 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - (ii) 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - (iii) ②（法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与）に関する事項
 - (iv) 検査記録の写し等の保存に関する事項
 - (v) 報告徴収等に関する事項
- ⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。

⁸ 令和7年12月25日以降に法第6条の届出をした方が対象です。

⁹ 契約事項については技術基準省令で定めているものの、その詳細まで言及するものではありません。例えば(i)に関して、リコール対応等が生じた場合の役割分担については、国内管理人がリコール対応等を全て主体的に行う旨を定める必要までではなく、届出事業者がその対応を主体的に行う旨規定し、国内管理人はそのサポートをどの程度行うか定めておけば足りることとなりますので、契約当事者同士の意思を尊重した上で、適切な内容を定めてください。

（６）技術基準適合義務

前記（３）の届出を行った事業者（届出事業者）は、特定製品に表示を付するに当たり、技術上の基準への適合性を判断し、安全性について責任を持たなければなりません。

具体的には、届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造又は輸入する場合においては、技術基準省令の別表第１に規定されている技術基準に適合するようにしなければなりません。技術基準が改められたときは、新しい技術基準¹⁰を守る必要があります（法第１１条第１項）。当該技術基準の解釈は、解釈通達の別表を参照してください。

（７）自主検査及び検査記録の作成・保存の義務

届出事業者は、その製造又は輸入した届出に係る型式の特定製品に関し、技術基準に適合していることを確認するための検査（自主検査）を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません（法第１１条第２項）。検査記録に記載すべき事項は以下の６項目で、保存期間は検査の日から３年間です（技術基準省令第１４条第１項から第３項）。

- ① 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- ② 検査を行った年月日及び場所
- ③ 検査を実施した者の氏名
- ④ 検査を行った特定製品の数量
- ⑤ 検査の方法
- ⑥ 検査の結果

上記に加えて、特定輸入事業者である届出事業者は、検査記録の写しを国内管理人に提供する必要があります。また、当該写しの提供を受けた国内管理人は、その写しを保存する必要があります（法第１１条第３項）。保存期間は検査の日から３年間です（技術基準省令第１４条第３項）。

（８）特別特定製品の適合性検査及び適合性証明書の保存の義務

届出事業者は、特別特定製品の製造又は輸入をする場合、前記（７）の自主検査に加えて、当該特別特定製品を販売するまでに、登録検査機関による適合性検査を受け、かつ、適合性証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません（法第１２条第１項）。

上記に加えて、特定輸入事業者である届出事業者は、適合性証明書の写しを国内管理人に提供する必要があります。また、当該の提供を受けた国内管理人は、その写しを保存する必要があります（法第１２条第３項）。

なお、適合性検査の申し込み方法、検査に必要となる日数・費用等については、消費生活用製品安全法の登録検査機関の一覧¹¹を参照いただき、各機関にお問い合わせください。

（９）子供用特定製品の使用年齢基準適合義務及び使用上の注意等の表示義務

前記（３）の届出を行った届出事業者のうち、子供用特定製品に係る届出を行った者は、当

¹⁰ 技術基準は技術基準省令において定められておりますが、その解釈は解釈通達の別表に記載されています。解釈通達の内容は、技術の進歩や国際市場性等を踏まえて随時更新しているため、常に最新の内容を確認するようにしてください。

¹¹ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tourokukensakikan2.pdf>

該子供用特定製品に関し、以下の技術基準省令の別表第１の２に規定されている使用年齢基準に適合するように製造・輸入する必要があります（法第１２条の２第１項）。

- 一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。
- 二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。
- 三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。
- 四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

また、子供用特定製品を製造・輸入する届出事業者は、その届出に係る型式の子供用特定製品に関し、技術基準省令の別表第２の２に規定する使用上の注意等を表示しなければなりません（法第１２条の２第２項）。例えば、乳幼児用玩具においては、使用年齢基準に適合する対象年齢の表示や保護者が見守る旨などの表示に加え、その製品の特徴に応じて省令上で定められる使用上の注意等の文言の表示が必要となります。

使用年齢基準、及び使用上の注意等の解釈については、それぞれ解釈通達４（１）、及び（２）を参照して下さい。

（１０）表示（PSCマーク（子供PSCマークを含む））

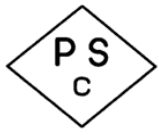
①届出事業者（子供用特定製品を製造・輸入する者を除く。）

前記（４）から（８）の義務等を果たしたときは、当該製品にPSCマークを付することができます（法第１３条第１項）。特定輸入事業者である届出事業者も同様ですが、前記（７）及び（８）に記載のとおり、検査記録の写し等を国内管理人に提供し、その国内管理人においてその写し等を保存していなければ、PSCマークを付することはできません（同条第２項）。

②子供用特定製品を製造・輸入する届出事業者

前記（４）から（８）の義務等のほか、前記（９）の義務を果たしたときは、その製造又は輸入する特定製品に子供PSCマークを付することができます（法第１３条第１項及び第３項）。なお、特定輸入事業者である届出事業者については上記①と同様です（同条第２項及び第３項）。

（各特定製品に必要なマーク）

対象事業者	特定製品の区分		必要なマーク
①届出事業者（子供用特定製品を製造・輸入	特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	 (◇PSC マーク)

する者を除く。)	特別特定製品 以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具	 (○PSC マーク)
② 子供用特定製品を製造・輸入する届出事業者	特別特定製品である子供用特定製品	乳幼児用ベッド	 (◇子供 PSC マーク)
	特別特定製品以外の子供用特定製品	乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）	 (○子供 PSC マーク)

（１１）販売（PSCマーク（子供PSCマークを含む））

特定製品（子供用特定製品を除く。）は、PSCマークの表示が付されていなければ、販売又は販売の目的で陳列することはできません（法第４条第１項）。また、子供用特定製品は、子供PSCマークの表示が付されていなければ、販売又は販売の目的で陳列することはできません（法第４条第２項）。そのため、特定輸入事業者である届出事業者においては、国内管理人を適切に選任していなければ、特定製品及び子供用特定製品を販売又は販売の目的で陳列することはできません。

販売事業者に求められる確認事項は、①PSCマーク（子供PSCマークを含む）があるか、②当該PSCマーク（子供PSCマークを含む）は法令で定めるマークか、③当該PSCマーク（子供PSCマークを含む）の表示の方法が適切かの３点となります（詳細は２－６を参照）。ただし、仮に形式的に当該PSCマーク（子供PSCマークを含む）が付されていたとしても、当該特定製品の表示がこの法律に基づいて付されたものでないことを明らかに知っていながら販売した場合には本条違反となります。子供用特定製品については、例えば、対象年齢や使用上の注意等の文言の表示が一切ない製品は、（９）の義務が履行されていないことが明らかであり、これを知りながら、子供PSCマークの確認だけを行って製品を販売した場合には、届出事業者の責任のみならず、販売事業者の責任も問われる可能性があります。

（１２）改善命令及び表示の禁止

届出事業者が前記（４）から（９）の義務等を果たさない場合は、その改善を命じ、又は、PSCマーク（子供PSCマークを含む）に係る表示を禁止することがあります（法第１４条、第１５条）。

（１３）危害防止命令

特定製品又は子供用特定製品について、下表の違反があった場合であって、それにより一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造、輸入又は販売事業者に対し、当該特定製品又は当該子供用特定製品の回収を図ることその他必要な措置を命ずることがあります（法第３２条）。

対象製品	違反内容
特定製品	P S Cマークのない特定製品を販売した場合
	技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売した場合
子供用特定製品	子供P S Cマークのない子供用特定製品を販売した場合
	技術基準又は使用年齢基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売した場合

（１４）危害防止要請

特定製品又は子供用特定製品について、上表の違反があった場合であって、それにより一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該違反をした者が特定できないなどの理由によって必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、取引D P F提供者に対し、当該違反をした者の当該取引D P Fの利用の停止その他必要な措置を要請することがあります（法第３２条の３第１項）。

１－４．製品事故情報報告・公表制度

（１）事故報告の期限

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、１０日以内に事故の発生日、概要等を消費者庁に報告しなければなりません（法第３５条第１項、内閣府令第３条）。なお、重大製品事故に当たらない場合であっても独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）への情報提供が推奨されます。

（２）事故内容の公表

国は、重大製品事故による一般消費者に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を公表しています（法第３６条第１項）。制度の詳細については、「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説」¹²を参照してください。

（３）体制整備命令

事業者が報告を怠った場合等に対しては体制整備命令が発動されることがあります（法第３

¹² https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/guideline/download.html

7条)。

(4) 危害防止命令

重大製品事故が生じた場合等において、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、製造事業者又は輸入事業者に対し、その消費生活用製品の回収を図ることその他必要な措置を命ずることがあります(法第39条第1項)。

(5) 危害防止要請

重大製品事故が生じた場合等において、消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者が特定できないなどの理由によって必要な措置がとられることを期待することができず、かつ、危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、取引DPF提供者に対し、当該違反をした者の当該取引DPFの利用の停止その他必要な措置を要請することがあります(法第39条の2第1項)。

1-5. 長期使用製品安全点検・表示制度

(1) 長期使用製品安全点検制度(法第32条の4から第32条の24まで)

一般消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、特定保守製品として指定し、経年劣化による製品事故を未然に防止するため、特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たすことによって、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度です。

なお、特定製造事業者等が点検の通知や点検の実施などの義務を果たさなかった場合は、改善命令が発動されることがあります(法第32条の18)。

現在、特定保守製品として、石油給湯機、石油ふろがまの2製品を指定しています。制度の詳細については、「消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～」¹³の「I. 長期使用製品安全点検制度」を参照してください。

(2) 長期使用製品安全表示制度(電気用品の技術上の基準を定める省令第20条)

電気用品(電気用品安全法第2条第1項)のうち、経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、その残存台数が多く、長期間使用されることが多いために、経年劣化による重大製品事故が一定程度発生している製品について、製造・輸入事業者が、標準使用期間など経年劣化によるリスクの注意喚起を行う表示をすることにより、消費者に適切な行動を促す制度です。

現在の対象品目は、扇風機・換気扇、エアコン、洗濯機、ブラウン管テレビです。制度の詳細については、「消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～」¹³の「II. 長期使用製品安全表示制度」を参照してください。

¹³ https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

1－6. 雑則

(1) 報告徴収の実施

経済産業省は、法の施行に必要な限度において、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は国内管理人等に対し、その業務に関して報告を求めることがあります（法第40条第1項）。

国内管理人は、経済産業省本省（大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課。以下同じ。）又は管轄の経済産業局に対し、当該国内管理人に係る届出事業者が法第6条の規定に基づく届出を行った日から起算して1年を経過するごとに、その1年を経過した日から1月以内に、特定輸入事業者である届出事業者との連絡体制等の報告をする必要があります（報告規則第2条）。また、当該届出事業者と国内管理人が契約解除等をする場合には、事前に経済産業省本省又は管轄の経済産業局に対し、報告をする必要があります（報告規則第3条）。

なお、経済産業大臣の権限に属する事務であって特定製品の販売の事業を行う者への報告徴収の実施は、都道府県知事又は市長が処理する事務とされております。経済産業大臣が自らその事務を行うこともあります（法第55条及び令第16条第1項。後記（2）及び（3）において同じ。）。

(2) 立入検査の実施

法の遵守状況を確認するため、経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は国内管理人等の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査することがあります（法第41条第1項、第5項）。

(3) 消費生活用製品の提出

立入検査を行った際、その場所において検査をすることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、当該消費生活用製品の提出を命ずることがあります（法第42条第1項）。

(4) 違反者公表

国は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、法令等に違反した者の氏名や当該製品等を公表することがあります（法第46条の2）。

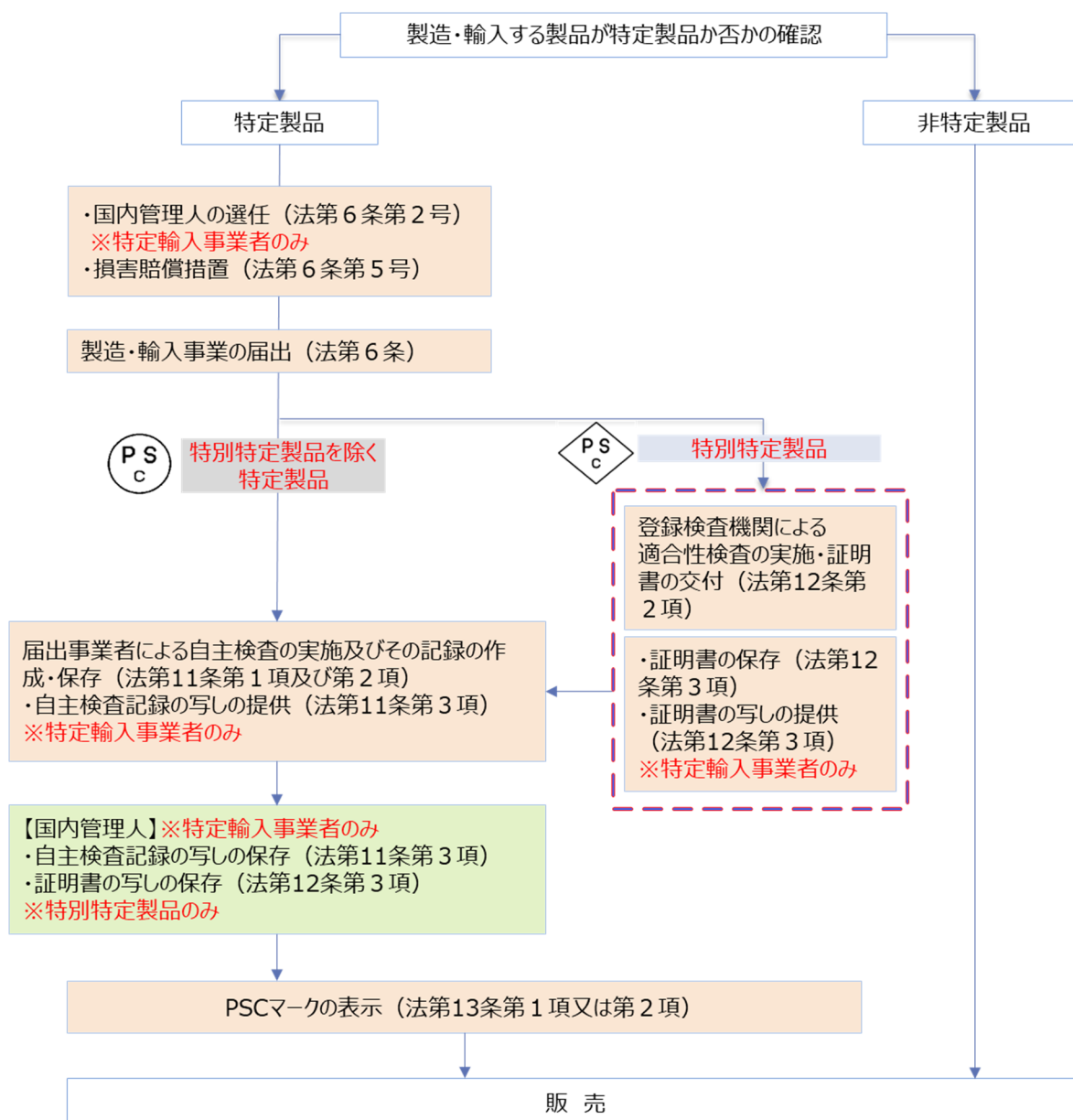
これ以降は、特定製品の製造事業者又は輸入事業者に対し、1－3. PSCマーク制度に関する手続や届出書類の作成方法について説明をするものです。
--

2. 事業開始の手続

2-1. 事業開始の流れ

(1) 特定製品の製造・輸入事業者（子供用特定製品を製造・輸入する者を除く。）

特定製品の製造事業者又は輸入事業者（子供用特定製品を製造又は輸入する者を除く。）における手続の流れは以下の図のとおりです。



① 製造・輸入する製品が特定製品か否かの確認

製造又は輸入する製品が特定製品（特別特定製品を含みます。子供用特定製品の場合は後記（2）を参照。）か否かを確認してください。各特定製品についての解釈や具体的な製品の該当性は、後記2-2.（1）及び解釈通達「1 特定製品」を参照してください。特定製品に該当する場合は、届出が必要です。特定製品に該当しない場合は、PSCマークや子供PSCマークの表示をすることなく、販売可能です。

② 国内管理人の選任 **※特定輸入事業者のみ必要な手続です。**

特定輸入事業者にあつては、国内管理人を選任し、その国内管理人との間で委託契約を締結する必要があります（詳細は1－3.（5）を参照）。

③ 損害賠償措置

被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額として填補する損害賠償責任保険契約で、事業者がこの保険契約の被保険者となる必要があります（詳細は1－3.（4）を参照）。

④ 届出書類の作成

製造又は輸入する製品が特定製品に該当する場合は、届出書類を作成してください（詳細は3. 事業開始届出の作成方法を参照）。

⑤ 届出書類の提出

届出書類を経済産業省本省又は管轄の経済産業局¹⁴へ提出してください。②及び③に関して、複数の添付書類が必要となるので注意してください（詳細は4－2.（1）を参照）。なお、本届出後に届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更届を提出してください（詳細は4－2. 事業届出事項変更届出を参照）。

⑥ 登録検査機関による適合性検査 **※特別特定製品のみ必要な手続です。**

特別特定製品である「携帯用レーザー応用装置」「浴槽用温水循環器」「ライター」は、登録検査機関による適合性検査を受け、交付された適合性証明書を保存する必要があります。適合性証明書の有効期間は法令で定められています（詳細は1－3.（8）を参照）。

また、特定輸入事業者にあつては、国内管理人に対し適合性証明書の写しを提供する必要があり、国内管理人はこれを保存する必要があります。適合性証明書の写しの有効期間は上記同様です。

⑦ 自主検査及び検査記録の保存

国が定めた技術基準に適合していることを確認するために、自主検査を行います（技術基準には、届出事業者名や注意事項等の表示についても、規定されています。）。その上で、検査記録を作成し、保存する必要があります。検査記録の保存期間は、法令で定められています（詳細は1－3.（7）を参照）。

¹⁴ ①国内の製造事業者については、特定製品の製造の事業に係る国内の工場又は事業場が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業省本省に届け出てください。

②国内の輸入事業者については、特定製品の輸入の事業に係る国内の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業省本省に届け出てください。

③特定輸入事業者については、特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の業務に係る事業所、事業場、店舗又は倉庫が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は経済産業省本省に届け出てください。

④工場要件に該当する者については、特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は経済産業省本省に届け出てください。

また、特定輸入事業者にあつては、国内管理人に対し当該検査記録の写しを提供する必要があり、国内管理人はこれを保存する必要があります。検査記録の写しの保存期間については上記同様です。

⑧ P S Cマークの表示

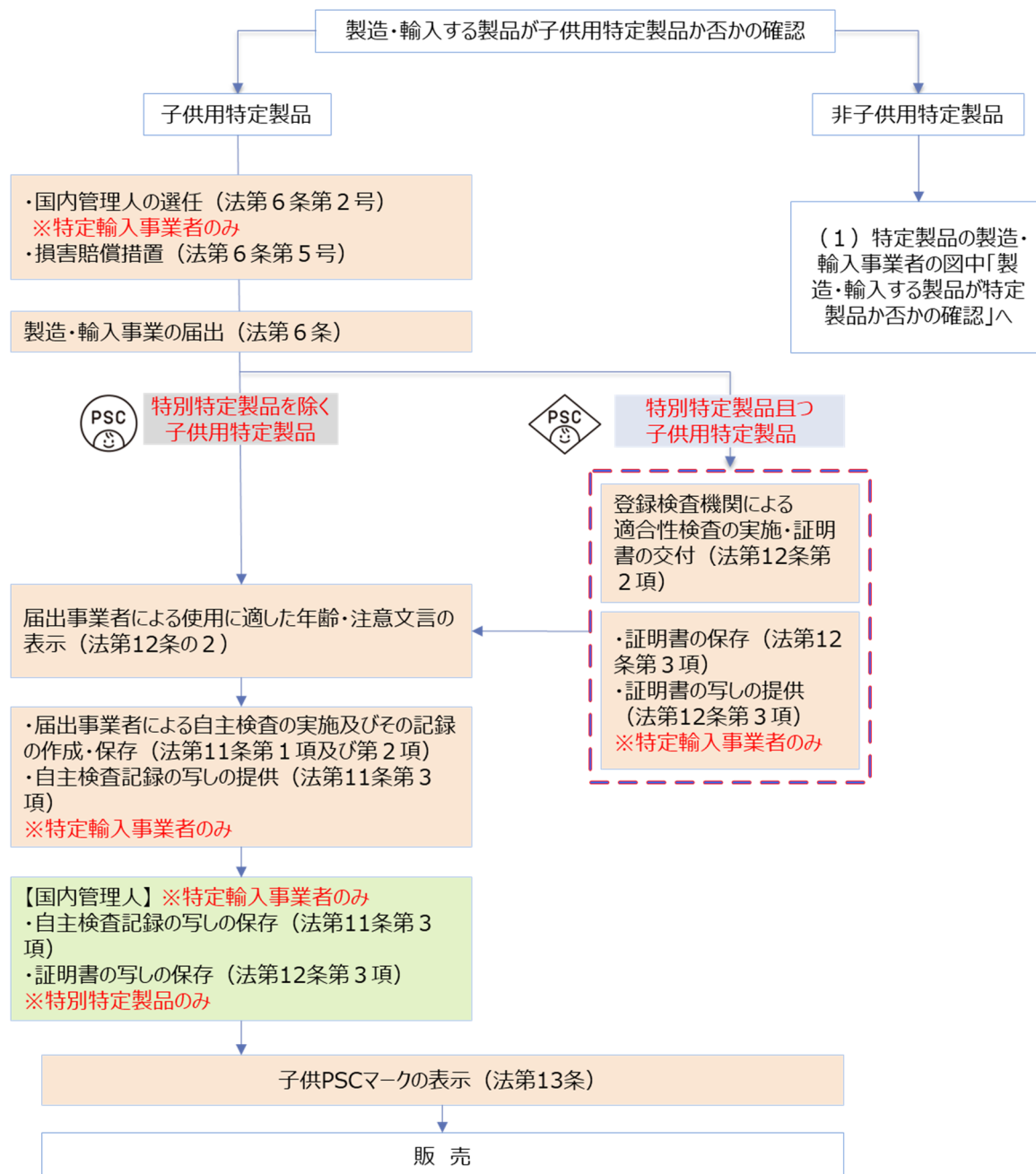
子供用特定製品以外の特定製品について、上記①から⑦を適切に行った場合には、特定製品にP S Cマークの表示を付することができます。

⑨ 販売

子供用特定製品以外の特定製品は、P S Cマークの表示が付してある場合は、販売又は販売の目的で陳列することができます。

（２）子供用特定製品の製造・輸入事業者

子供用特定製品の製造事業者又は輸入事業者における手続の流れは以下の図のとおりです。



① 製造・輸入する製品が子供用特定製品か否かの確認

製造又は輸入する製品が子供用特定製品（特別特定製品を含みます。）か否かを確認してください。各子供用特定製品についての解釈や具体的な製品の該当性は、後記２－２．（２）及び解釈通達「１ 特定製品」を参照してください。子供用特定製品に該当する場合は、届出が必要です。子供用特定製品に該当しない場合は、前記（１）の手続の流れを確認してください。

② 国内管理人の選任 ※特定輸入事業者のみ必要な手続です。

特定輸入事業者にあつては、国内管理人を選任し、その国内管理人との間で委託契約を締結する必要があります（詳細は１－３．（５）を参照）。

③ 損害賠償措置

被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額として填補する損害賠償責任保険契約で、事業者がこの保険契約の被保険者となる必要があります（詳細は1-3.（4）を参照）。

④ 届出書類の作成

製造又は輸入する製品が特定製品に該当する場合は、届出書類を作成してください（詳細は3. 事業開始届出の作成方法を参照）。

⑤ 届出書類の提出

届出書類を経済産業省本省又は管轄の経済産業局¹⁵へ提出してください。②及び③に関して、複数の添付書類が必要となるので注意してください（詳細は4-2.（1）を参照）。なお、本届出後に届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更届を提出してください（詳細は4-2. 事業届出事項変更届出を参照）。

⑥ 登録検査機関による適合性検査 ※特別特定製品のみ必要な手続です。

特別特定製品である「乳幼児用ベッド」は、登録検査機関による適合性検査を受け、交付された適合性証明書を保存する必要があります。適合性証明書の有効期間は法令で定められています（詳細は1-3.（8）を参照）。

また、特定輸入事業者にあつては、国内管理人に対し適合性証明書の写しを提供する必要があります。国内管理人はこれを保存する必要があります。適合性証明書の写しの有効期間は上記同様です。

⑦ 自主検査及び検査記録の保存

国が定めた技術基準に適合していることを確認するために、自主検査を行います（技術基準には、届出事業者名や注意事項等の表示についても、規定されています。）。その上で、検査記録を作成し、保存する必要があります。検査記録の保存期間は、法令で定められています（詳細は1-3.（7）を参照）。

また、特定輸入事業者にあつては、国内管理人に対し当該検査記録の写しを提供する必要があります。国内管理人はこれを保存する必要があります。検査記録の写しの保存期間については上記同様です。

¹⁵ ①国内の製造事業者については、特定製品の製造の事業に係る国内の工場又は事業場が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業省本省に届け出てください。

②国内の輸入事業者については、特定製品の輸入の事業に係る国内の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は、経済産業省本省に届け出てください。

③特定輸入事業者については、特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の業務に係る事業所、事業場、店舗又は倉庫が一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は経済産業省本省に届け出てください。

④工場要件に該当する者については、特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合は当該管轄の経済産業局に、複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合は経済産業省本省に届け出てください。

⑧ 使用年齢基準適合

子供用特定製品である「乳幼児用ベッド」「乳幼児用玩具」は、国が定めた使用年齢基準に適合する必要があります。その上で、当該子供用特定製品にはその使用上の注意等の表示をする必要があります（詳細は１－３．（８）を参照。）。

⑨ 子供P S Cマークの表示

子供用特定製品については上記①から⑧の各手続を適切に行った場合には、子供用特定製品に子供P S Cマークの表示を付することができます。

⑩ 販売

子供用特定製品は、子供P S Cマークの表示が付してある場合は、販売又は販売の目的で陳列することができます。

２－２．特定製品

（１）特定製品（子供用特定製品を除く）

政令で定める特定製品（子供用特定製品を除く）は、以下のとおりです（令別表第１）。各特定製品についての解釈や具体的な製品の該当性は、「解釈通達」の「１ 特定製品」を参照してください。

（特別特定製品）

５ 携帯用レーザー応用装置

レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。

６ 浴槽用温水循環器

主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。

１０ ライター

たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

（特定製品）

１ 家庭用の圧力なべ及び圧力がま

内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。

２ 乗車用ヘルメット

自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。

４ 登山用ロープ

身体確保用のものに限る。

7 石油給湯機

灯油の消費量が七十キロワット以下のものであつて、熱交換器容量が五十リットル以下のものに限る。

8 石油ふろがま

灯油の消費量が三十九キロワット以下のものに限る。

9 石油ストーブ

灯油の消費量が十二キロワット（開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあつては、七キロワット）以下のものに限る。

1 1 磁石製娯楽用品

磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであつて、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令¹⁶で定める大きさ以下のものに限る。

1 2 吸水性合成樹脂製玩具

吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令¹⁶で定める大きさ以下のものに限る。

（２）子供用特定製品

政令で定める子供用特定製品は、以下のとおりです（令第３条、別表第１）。各子供用特定製品についての解釈や具体的な製品の該当性は、「解釈通達」の「１ 特定製品」を参照してください。

（特別特定製品）

3 乳幼児用ベッド

主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。

（特定製品）

1 3 乳幼児用玩具

主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。

2－3. 技術基準及び使用年齢基準への適合義務等

（１）特定製品の技術基準（法第１１条第１項）

特定製品ごとの技術基準は、技術基準省令の別表第１¹⁷を、その運用・解釈は、解釈通達の「別表」¹⁸を参照してください。なお、特定製品の技術基準への適合性判断について、後記２－４. のとおり、第三者に委託することも可能ですが、単に当該試験結果（適合性証明書であっても同様です。）を保有しているだけでは技術基準への適合義務を果たしたことになります。届出事業者においては、テストレポート等の内容を適切に理解し、保管しておくなど、特

¹⁶ 消費生活用製品安全法施行令別表第十一号及び第十二号に規定する経済産業省令で定める大きさを定める省令

¹⁷ <https://laws.e-gov.go.jp/law/349M50000400018/>

¹⁸ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act.html>

定製品の技術基準への適合性について理解し、説明する責任があります。

（２）子供用特定製品の使用年齢基準及び使用上の注意等の表示（法第１２条の２）

子供用特定製品の使用年齢基準は、技術基準省令の別表第１の２を、その運用・解釈は、解釈通達の「別表」を参照してください。なお、使用年齢基準への適合性判断についても、技術基準への適合義務と同様、第三者に委託することも可能ですが、その説明責任は届出事業者が負います。

また、使用年齢基準に適合している子供用特定製品について表示すべき、使用上の注意等は、技術基準省令の別表第２の２を、その運用・解釈は解釈通達の４を参照してください。

２－４．特定製品の自主検査及び検査記録の保存（法第１１条第２項）

特定製品の技術基準への適合性を判断するには、その製造又は輸入する特定製品が検査されることにより最終的な確認が行われる必要があります。このため、届出事業者は製造又は輸入する特定製品について①自主検査を行い、②その検査記録を作成し、③その検査記録を保存しなければなりません。特定輸入事業者である届出事業者は、これらに加えて④検査記録の写しを国内管理人に提供しなければなりません。これは、技術基準への適合性を届出事業者自らが確認するという制度において必要不可欠な義務です。本義務の履行は特定製品に表示を付するための要件となります。

自主検査及びその検査記録の作成・保存は、届出事業者自身の責任の下に行われる必要があるものの、具体的な検査の実施は任意の第三者（登録検査機関や当該特定製品に係る技術上の基準への適合性を判断することができる検査機関等）に委託することも可能としております。ただし、この場合には、検査機関等の検査結果を利用して、事業者自身が検査記録を保存し、検査記録は必要ときに提示、説明できるような保管が必要です。なお、検査記録及び検査記録の写しは、電磁的方法により保存することが可能です。

２－５．特別特定製品の適合性検査及び適合性証明書の保存（法第１２条第１項）

（１）適合性証明書の保存義務等

特別特定製品を製造又は輸入する場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の①又は②のいずれかに掲げるものについて、登録検査機関による適合性検査を受け、かつ、技術基準又は検査設備及び品質管理に関する基準に適合している旨の適合性証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。特定輸入事業者である届出事業者は、これらに加えて適合性証明書の写しを国内管理人に提供しなければなりません。

① 当該特別特定製品（１号検査）

② 試験用の特別特定製品及び当該特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの（品質に関する事項）（２号検査）

なお、適合性証明書は、電磁的方法により保存することはできませんので、必ず原本を保存してください。一方で、国内管理人は、適合性証明書の写しについて、電磁的方法により保存することが可能ですが、必ず原本証明のあるもの、すなわち、当該写しに原本証明をした日付、届出事業者名及び当該写しが原本と相違ないことを証明する旨の記載があるものを保存してください。この場合であっても、特定輸入事業者である届出事業者は、適合性証明書の原本を保存しておく必要がありますので、留意してください。

（２）１号検査について

上記①の１号検査は、ロットごとの特別特定製品に対し、技術基準に適合しているか否かの適合性検査を実施します。登録検査機関は、当該適合性検査で技術基準に適合していると判断した場合、当該特別特定製品のロットごとに、その旨を記載した適合性証明書を交付します。すなわち、１号検査の場合には、販売する特別特定製品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた抜き取り数のロット検査を行います。

（３）２号検査について

上記②の２号検査は、試験用の特別特定製品が技術基準に適合しているか否かの適合性検査を実施します。すなわち、１号検査とは異なり、販売する特別特定製品の全数を検査するのではなく、サンプリング検査を行います。その上で、当該特別特定製品を製造している工場又は事業場における検査設備や品質に関する事項が技術基準省令で定める内容（技術基準省令の別表第３、別表第４）を満たしているかどうかを登録検査機関が検査し、当該工場又は事業場で試験用の特別特定製品と同等の品質となる製品が安定的に供給できる能力を有しているか否かを確認するための適合性検査を実施します。

登録検査機関は、当該適合性検査で試験用の特別特定製品が技術基準に適合し、かつ、当該特別特定製品を製造している工場又は事業場における検査設備及び品質管理に関する基準に適合していると判断された場合、試験用の特別特定製品が属する型式の区分、当該工場又は事業場の検査設備及び品質管理に関する事項に対し、登録検査機関がその旨を記載した適合性証明書を交付します。なお、輸入事業者の場合は、海外製造事業者の工場又は事業場の検査設備及び品質管理に関する事項が輸入事業者のものであると認められる場合（例えば、輸入事業者の当該特別特定製品を検査する際に、当該検査設備に関し輸入事業者と海外製造事業者が利用契約等を締結し、かつ海外製造事業者の品質に関する事項についても輸入事業者が把握し、海外製造事業者が当該事項について適切に運用していることを輸入事業者が確認していること又はこれと同等以上の状況であると登録検査機関が判断する場合）に限り、２号検査に係る適合性証明書の発行が可能となります。

当該適合性証明書には、特別特定製品ごとに有効期間（令の別表第２¹⁹）があります。適合性証明書の有効期間内かつ、当該適合性証明書を保存し、同一の検査設備及び品質管理に関する事項を用いて、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品を製造又は輸入する場合に限り、新たに適合性検査を受ける必要はありません。一方で、有効期間を超えて、引き続き特別特定製品を製造又は輸入する場合は改めて適合性検査を受ける必要があります。

¹⁹ 乳幼児用ベッドは１０年、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器及びライターは３年（令の別表第２）。

（４）輸入事業者（特定輸入事業者を除く）向けチェックリスト

輸入事業者が法令手続（適合性検査の受検等）を円滑に行うため、前段階で実施することが望まれる主なチェックリストを用意しましたので、ご活用ください。

チェックリスト ²⁰	確認欄
取扱予定製品について、構造・材質・性能等を把握しているか 既に取り扱予定製品の供給者が有しているテストレポート等で、法で求められる技術基準及び使用年齢基準を満たしていることを書面上、確認しているか	☐
取扱予定製品の事故・リコール情報を収集、確認しているか 参考：製品事故情報 https://www.meti.go.jp/product_safety/kensaku/index.html リコール情報 https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html	☐
取扱予定製品にPSCマーク（子供用PSCマークを含む）を正しく表示できている（又は、できる環境が構築されている）か	☐
取扱予定製品の供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）の法の理解、遵守状況や過去の事故・リコールへの対応状況について確認しているか	☐
取扱予定製品の供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）との取引にあたって、法及び自社の製品安全基準への遵守を求め、合意を得ているか又は契約書等を締結し、担保しているか	☐
取扱予定製品の供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）の検査工程を実際に確認し、検査工程上の問題がある場合に、供給者に対し、不適合事項についての改善（是正措置）を要求し、改善がなされ、その結果を確認できる環境を担保しているか	☐
取扱予定製品について、法で求められる技術基準や使用年齢基準を満たしていないことが確認された場合、自社を始め、自社で解決が困難な場合、供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）と原因を特定するための体制が取られているか	☐
取扱予定製品について、事故が生じた場合、自社を始め、自社で解決が困難な場合、供給者（海外自社工場、海外製造事業者等）と原因を特定するための体制が取られているか。	☐

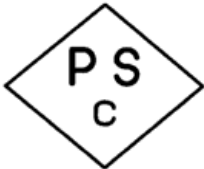
²⁰ あくまでも当該チェックリストは事前段階で実施して頂くものであり、これらを満たしたことによって、登録検査機関の適合性検査の合格を保証するものではありません。

2-6. PSCマーク（子供PSCマークを含む）の表示の方法

（１）特定製品（子供用特定製品を除く）へのPSCマークの表示の方法

特定製品（子供用特定製品を除く）のPSCマークは、以下の２種類です。マークの構成割合²¹についても定められていますのでご確認の上、表示するようにしてください。また、PSCマークの表示方法も定められておりますので、以下の方法を確認してください。

（PSCマークの種類：技術基準省令の別表第6、別表第7）

	PSCマーク	特定製品の区分
特別特定製品 （別表第6）		携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター
特別特定製品以外の 特定製品 （別表第7）		家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具

（PSCマークの表示方法：技術基準省令の別表第5）

番号	特定製品の区分	表 示 の 方 法
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	本体、ふた又は取っ手の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
2	乗車用ヘルメット	ヘルメットの内面又は外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
4	登山用ロープ	ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で表示を付すること。
5	携帯用レーザー応用装置	レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
6	浴槽用温水循環器	操作パネルの外表面又は操作部の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。ただし、浴槽と一体式のものにあつては浴槽の外表面の見やすい箇所とすることができる。
7	石油給湯機	石油給湯機の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
8	石油ふろがま	石油ふろがまの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
9	石油ストーブ	石油ストーブの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
10	ライター	ライターの外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

²¹ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/pscmak.pdf>

11	磁石製娯楽用品	磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
12	吸水性合成樹脂製玩具	吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

(2) 子供用特定製品への子供PSCマークの表示の方法

子供PSCマークは、以下の2種類です。マークの構成割合²³についても定められていますのでご確認の上、表示するようにしてください。また、子供PSCマークの表示方法も定められておりますので、以下の方法を確認してください。

(子供PSCマークの種類：技術基準省令の別表第8、別表第9)

	子供PSCマーク	特定製品の区分
特別特定製品かつ 子供用特定製品 (別表第9)		乳幼児用ベッド
特別特定製品以外の 特定製品かつ 子供用特定製品 (別表第8)		乳幼児用玩具

(PSCマークの表示方法：技術基準省令の別表第5)

番号	特定製品の区分	表示の方法
3	乳幼児用ベッド	ベッドの前枠又は妻枠の外表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
13	乳幼児用玩具	乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所(乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所)に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

2-7. 製品に表示する届出事業者の名称等

販売又は販売目的で陳列する特定製品には、以下の届出事業者の名称等を、製品の外面の見やすい箇所等に、容易に消えない方法により表示しなければなりません(技術基準省令別表第1、解釈通達の「別表」)。

- ・届出事業者の氏名又は名称²⁴
- ・国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称(特別特定製品のみ)

なお、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称、記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもって代えることができます。使用に当たっては、「(様式第16) 略称(記号)表示承認申請書」又は「(様式第17) 登録商標表示届出書」を、経済産業

²³ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/kodomopscmark_syosai.pdf

²⁴ 国内管理人の氏名又は名称の記載は不要です。

省本省に提出してください（技術基準省令別表第 1）。

3. 事業開始届出の作成方法

3-1. 保安ネット（オンライン）による作成方法

必要な手続のうち、以下の手続は「保安ネット」によりインターネット経由で作成・提出することが可能です。保安ネットによる手続は、書類の作成・郵送・持参のコストが削減される他、届出・申請内容に不備等があった場合は、経済産業省職員から保安ネットを経由してコメントが届くため、手続完了までの時間短縮にもなりますので、是非ご利用ください。インターネット環境があれば、24時間どこからでも手続が可能となります。手続きの詳細については、経済産業省のホームページ²⁵をご参照してください。

<保安ネット対象手続>

- ・ 製造又は輸入事業届出（法第6条）
- ・ 事業届出事項変更届出（法第8条）
- ・ 製造又は輸入事業廃止届出（法第9条）
- ・ 登録商標表示届出（技術基準省令別表第1）

（1）提出方法

① G Biz ID²⁶の取得

保安ネットによる電子届出には、gBizID プライムのアカウント ID とパスワードが必要となります。その他詳しい作成方法については、G Biz ID マニュアル・様式等のダウンロードページ²⁷にある『G Biz ID クイックマニュアル gBizID プライム編』をご覧ください。

② 保安ネットへのログイン

gBizID プライムのアカウントが取得できたら、ログイン画面²⁸から、取得したアカウント ID とパスワードを入力して保安ネットにログインしてください。利用するブラウザは Google Chrome を推奨します。

③ 電子届出（情報入力・ファイル添付）

新規で手続を行う際は、『新規手続』のメニューを押下し、『製品安全4法』を選択します。法令選択後、提出対象の手続を選択し、情報入力・必要に応じてファイル添付してください。

<初期画面メニューの概要>

- ✓ 要対応手続一覧：提出した手続きのステータスを確認する際に利用
- ✓ 新規手続：新規で手続きのため届出を提出する際に利用
- ✓ 全手続一覧：ログイン時のアカウント及びグループ登録されている場合は、同一グループ内の gBiz メンバーが提出した手続きを、確認する際に利用
- ✓ アカウント管理：グループのアカウント情報を検索する際に利用

④ 電子届出の提出

入力を終えたら、提出情報を確認し、提出してください。

²⁵ https://www.meti.go.jp/product_safety/seian_hoan-net_guide.html

²⁶ 行政手続を1つの共通アカウントで利用できるようにするためのサービス

²⁷ <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

²⁸ <https://gbiz-id.go.jp/top/>

3-2. 紙（郵送）による作成方法

届出の作成にあたり、まずは保安ネット（オンライン）による届出をご検討、作成、提出をお願いします。保安ネットによる届出は「3. 保安ネット（オンライン）による届出の作成方法」をご参照ください。紙による届出の場合は、部数は1部です。ただし、受領された届出書を自社保管する場合は2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。発送時の封筒と返信用の封筒の切手の料金不足にご注意ください。

なお、特定輸入事業者が事業届出を提出した場合は、当該届出で選任した国内管理人に情報提供して、国内管理人に事業届出日を確実にお知らせしてください。

用紙の大きさは、日本産業規格A4にしてください。

様式の電子ファイルは、以下のURLからダウンロードいただけます。

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/notification.html>

注 意！

受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

（1）必要書類

届出書は、技術基準省令様式第3（特定製品製造（輸入）事業届出書）、以下の別紙1～2及び別添（詳細は（7）を参照。）の添付資料、並びに特定輸入事業者である場合は、これらの書類に加えて、登記事項証明書又は住民票の写し、様式第3の2（権限証明書）、委託契約書の写し、様式第3の3（誓約書）が必要です。

<共通>

✓ 様式第3（特定製品製造（輸入）事業届出書）

※ 次の要件のいずれにも該当する場合、製造事業者は「当該特定製品の工場又は事業場の名称及び所在地」、輸入事業者は「当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所」の記入は不要です。ただし、①及び②を証明する書類を提出してください。

- ① 届出に係る型式の特定製品の設計を行っていること。
- ② 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第11条第2項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。
- ③ 経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。
- ④ その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

✓ 別紙1（技術基準省令別表第2で定める特定製品の型式の区分）

※ 製造又は輸入を行うすべての型式の区分について提出

✓ 別紙2（損害賠償措置の内容）

- ※ 保険の内容がわかる書類（例えば証書の写し）
- ※ SGマーク制度を活用する場合は、一般財団法人製品安全協会による認証を証明する文書等の写しでも可とします。なお、届出時に当該文書等の写しを添付することができないときは、当該文書等の写しの入手予定日及び提出予定日（期限）を明らかにした上で、当該提出予定日までに提出すること。当該提出予定日までに提出されないときは法第11条第5項違反となります。
- ※ 技術基準省令第16条により、「損害賠償措置」として適合すべき基準は、「被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額として填補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となっていること」と定められています。

✓ 別添（輸入の事業に係る事務所等の名称及び所在地等）

＜特定輸入事業者の場合＞

提出書類は日本語で記載してください。日本語で記載できないもの（委託契約書等）は訳文を添付してください。

✓ 国内管理人の登記事項証明書（国内管理人が法人の場合）又は住民票の写し（国内管理人が個人の場合）

- ※ 登記事項証明書及び住民票の写しは、3か月以内に発行したものに限りします。

✓ 様式第3の2（権限証明書）

- ※ 国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類

✓ 委託契約書の写し

- ※ 技術基準省令第15条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）
- ※ 委託契約には少なくとも次の内容が記載されている必要があります。
 - ① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - ② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項
 - ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項
 - ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項

✓ 様式第3の3（誓約書）

- ※ 国内管理人が技術基準省令第15条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

（２）提出方法

届出書を提出される際は、「７．届出書の提出先」をご確認ください。また、記載方法などご不明な点等があれば、事前にご相談ください。

(3) 様式第3の記載例

① 製造事業者の場合

(※記載例を斜体で表示)

特定製品製造事業届出書

提出日を記載

〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

管轄の「●●経済産業局長」又は「経済産業大臣」宛。詳細は、P●の「7. 届出書の提出先」を参照。

〇〇工業株式会社

代表取締役社長 安全 太郎

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

〇9〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Keizai-〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

特定製品の製造事業開始の年月日（特定製品に指定される前から事業を行っている場合は、特定製品に指定された年月日（施行日））を記載。

届出事業者の名称（法人にあっては、代表者の役職名及び氏名）、住所、担当の連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載。（登記事業者は登記上の名称、住所とする。）

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日 △年△月△日
- 2 製造する特定製品の区分 〇〇〇〇
製造を行う特定製品を記載
- 3 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
製造事業者のため記載不要
- 4 当該特定製品の型式の区分 別紙1のとおり
- 5 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第7条の2で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
名称：〇〇株式会社〇〇工場
所在地：〇〇県〇〇市・・・
国内において製造を行う特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場の名称、所在地を記載。なお、特定製品を製造する工場、事業場が複数ある場合は、そのすべてを記載。
- 6 消費生活用製品安全法第6条第5号の措置の内容 別紙2のとおり

※本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

② 輸入事業者の場合

(※記載例を斜体で表示)

特定製品輸入事業届出書

提出日を記載

〇年〇月〇日

経済産業大臣 殿

管轄の「●●経済産業局長」又は「経済産業大臣」宛。詳細は、P●の「7. 届出書の提出先」を参照。

特定製品の輸入事業開始の年月日（特定製品に指定される前から事業を行っている場合は、特定製品に指定された年月日（施行日））を記載。

〇〇工業株式会社

代表取締役社長 安全 太郎

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

〇90-〇〇〇〇-〇〇〇〇

Keizai-〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

届出事業者の名称（法人にあっては、代表者の役職名及び氏名）、住所、担当の連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載。（登記事業者は登記上の名称、住所とする。）社印及び社長印は不要。

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 事業開始の年月日 △年△月△日
輸入を行う特定製品を記載
- 輸入する特定製品の区分 〇〇〇〇
- 特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名
〇〇工業株式会社 代表取締役社長 経済 太郎
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
特定輸入事業者の場合、記載。特定輸入事業者ではない輸入事業者の場合は、記載不要。
- 当該特定製品の型式の区分 別紙1のとおり
- 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第7条の2で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
名称：〇〇 Industrial Manufacture Inc.
住所：.....
国外から輸入を行う特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所を英語で記載すること。また、輸入する特定製品の製造事業者が複数ある場合は、そのすべてを記載すること。
2号検査を受検する場合であつて、記載の内容と技術基準省令で要求する検査設備がある工場又は事業場が異なる場合は、その工場等の名称及び住所もすべて記載願います。なお、検査設備が複数の工場等に点在し、これらすべてを経て特定製品が、完成する場合は、代表となる工場等の後に、その他工場等を括弧書きで記載願います。
- 消費生活用製品安全法第6条第5号の措置の内容
別紙2のとおり

※本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

※ そのすべての事務所等の名称、所在地及び事業内容を別紙で提出してください。

(4) 別紙1の記載例

<別紙1>		
特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
1. 家庭用の圧力 なべ及び圧力 がま	種類	(1) なべ (2) かま
	本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
	容 量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
	最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
	はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねぶた方式のもの (3) 落としぶた方式のもの (4) その他のもの
	取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの
	取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの
	圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの
	安全装置の機構	(1) スプリング式のもの (2) ゴムブッシュ式のもの (3) チップ式のもの (4) 温度ヒューズ式のもの (5) その他のもの

(記載要領)

※ 届出事業者が「製造」又は「輸入」を行う特定製品について、1つの要素に対し1つの区分に丸（○）印を付してください。

なお、複数の特定製品の製造（又は輸入）を行うに当たり、1つの要素の中で複数の区分に該当する場合には、別紙1の用紙を分けて作成してください。

※「型式の区分」は上記区分表の番号の組み合わせで呼ぶことがあります。

（例の場合は「1-2-2-1-2-2-1-2-3-2-2」と呼びます。）

これらの組み合わせが1つでも異なる場合は別型式となります。

(5) 別紙1の作成書式

<別紙1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	種類	(1) なべ (2) かま
	本体の材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	ふたの材質	(1) アルミニウム合金鋳物製のもの (2) アルミニウム合金板製のもの (3) ステンレス鋼板製のもの (4) その他のもの
	取っ手の材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) その他のもの
	容 量	(1) 4リットル未満のもの (2) 4リットル以上7リットル未満のもの (3) 7リットル以上のもの
	最高使用圧力	(1) 0.09メガパスカル未満のもの (2) 0.09メガパスカル以上0.11メガパスカル未満のもの (3) 0.11メガパスカル以上のもの
	はめ合わせ方式	(1) スライド方式のもの (2) 重ねふた方式のもの (3) 落としふた方式のもの (4) その他のもの
	取っ手の形式	(1) 片手式のもの (2) 両手式のもの (3) その他のもの
	取っ手の取付け方式	(1) リベットにより取っ手が接合されているもの (2) ボルトにより取っ手が接合されているもの (3) 溶接により取っ手が接合されているもの (4) 取っ手が本体と一体になったもの (5) 取っ手が着脱可能なもの (6) その他のもの
	圧力調整装置の機構	(1) おもり式のもの (2) スプリング式のもの (3) その他のもの
	安全装置の機構	(1) スプリング式のもの (2) ゴムブッシュ式のもの (3) チップ式のもの (4) 温度ヒューズ式のもの (5) その他のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乗車用ヘルメット	用途	(1) 総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のもの (2) その他のもの
	帽体の形状	(1) ハーフ形のもの (2) スリークオーターズ形のもの (3) オープンフェイス形のもの (4) フルフェイス形のもの
	帽体の材質	(1) 繊維強化プラスチック製のもの (2) ABS樹脂製のもの (3) ポリカーボネイト製のもの (4) その他のもの
	衝撃吸収ライナの材質	(1) 発泡スチロール製のもの (2) その他のもの
	保持装置の材質	(1) 天然繊維を主たる成分とするもの (2) 合成繊維を主たる成分とするもの (3) その他のもの
	サイズ	(1) 内装クッションの内周長が570ミリメートル未満のもの (2) 内装クッションの内周長が570ミリメートル以上620ミリメートル未満のもの (3) 内装クッションの内周長が620ミリメートル以上のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用ベッド	種類	(1) ベッド専用のもの (2) サークル兼用のもの (3) その他のもの
	本体の材質	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの
	枠の構造	(1) 組子のもの (2) ネットのもの (3) その他のもの
	床板の材質	(1) 硬質繊維板製のもの (2) 合板製のもの (3) その他のもの
	床板の取付け方式	(1) 差込ピンに床板を置いた方式のもの (2) ボルトで床板を固定する方式のもの (3) 枠の上に床板を置いた方式のもの (4) その他のもの
	前枠の開閉機構	(1) 前開き式のもの (2) スライド式のもの (3) その他のもの
	キャスター	(1) あるもの (2) ないもの
	アクセサリー	(1) あるもの (2) ないもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
登山用ロープ	構成	(1) 編みのもの (2) よりのもの (3) その他のもの
	材質	(1) 合成繊維のもの (2) その他のもの
	打ち方	(1) 3つ打ちのもの (2) 4つ打ちのもの (3) 8つ打ちのもの (4) 10打ちのもの (5) 12打ちのもの (6) 14打ちのもの (7) 16打ちのもの (8) 18打ちのもの (9) 20打ちのもの (10) 22打ちのもの (11) 24打ちのもの (12) 26打ちのもの (13) 28打ちのもの (14) 30打ちのもの (15) 32打ちのもの (16) 34打ちのもの (17) 36打ちのもの (18) 38打ちのもの (19) 40打ち以上のもの
	呼び径	(1) 8.25ミリメートル未満のもの (2) 8.25ミリメートル以上8.75ミリメートル未満のもの (3) 8.75ミリメートル以上9.25ミリメートル未満のもの (4) 9.25ミリメートル以上9.75ミリメートル未満のもの (5) 9.75ミリメートル以上10.25ミリメートル未満のもの (6) 10.25ミリメートル以上10.75ミリメートル未満のもの (7) 10.75ミリメートル以上11.25ミリメートル未満のもの (8) 11.25ミリメートル以上11.75ミリメートル未満のもの (9) 11.75ミリメートル以上のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要 素	材質等の区分
携帯用レーザー 応用装置	種類	(1) 対象、位置等を指し示すために用いるもの (2) 装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの (3) その他のもの
	形状	(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの (2) その他のもの
	全長	(1) 8センチメートル未満のもの (2) 8センチメートル以上のもの
	レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能	(1) あるもの (2) ないもの
	放出状態維持機能	(1) あるもの (2) ないもの
	レーザー光の種類	(1) 持続波のもの (2) パルスのもの
	レーザー光の色	(1) 赤色のもの (2) その他のもの
	表示する文字又は図形	(1) フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの (2) 振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの (3) 点のみを表示できるもの (4) その他のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要 素	材質等の区分
浴槽用温水循環器	吸入口	(1) 浴槽に吸入口があるもの (2) 浴槽に吸入口がないもの
	吸入口と噴出口の構造	(1) 一体のもの (2) その他のもの
	吸入口一口当たりの最大吸入能力	(1) 25リットル毎分未満のもの (2) 25リットル毎分以上50リットル毎分未満のもの (3) 50リットル毎分以上75リットル毎分未満のもの (4) 75リットル毎分以上100リットル毎分未満のもの (5) 100リットル毎分以上のもの
	カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの (2) 工具によらなければ取り外せないもの (3) 工具によらなくとも取り外しができるもの (4) カバーがないもの
	カバーの形状(カバーのあるものに限る。)	(1) 多孔状のもの (2) スリット状のもの (3) メッシュ状のもの (4) スリットとメッシュを複合したもの (5) プレートに間座を設けて取り付けしたもの (6) その他のもの
	カバーを取り外した時の運転停止機能(カバーのあるものに限る。)	(1) あるもの (2) ないもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要 素	材質等の区分
石油給湯機	種類	(1) 給湯専用のもの (2) 給湯用及びふろがま用のもの (3) その他のもの
	熱交換器の保護	(1) 熱交換器内に水がないとき点火できないもの (2) 熱交換器内に水がないとき点火後 3 分以内に消火するもの (3) その他のもの
	直接加熱するふろがま用熱交換器	(1) あるもの (2) ないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のもの (2) その他のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要 素	材質等の区分
石油ふろがま	燃焼方式	(1) ポット式のもの (2) 圧力噴霧式のもの (3) その他のもの
	給排気方式	(1) 強制通気形のもの (2) 強制排気形のもの (3) 開放形のもの (4) その他のもの
	循環方式	(1) 自然循環式のもの (2) 強制循環式のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要 素	材質等の区分
石油ストーブ	給排気方式	(1) 密閉燃焼式のもの (2) 半密閉燃焼式のもの (3) 開放燃焼式であつて強制通気形のもの (4) 開放燃焼式であつて自然通気形のもの
	用途別方式	(1) 強制対流形のもの (2) 自然対流形のもの (3) その他のもの
	灯油の消費量(開放燃焼式で強制通気形のものに限る。)	(1) 7 キロワットを超えるもの (2) 7 キロワット以下のもの
	機器下面と置台又は床面の間隔の設計(密閉燃焼式のもの又は半密閉燃焼式のものに限る。)	(1) 間隔を設けるように設計されたもの (2) 間隔を設けるように設計されていないもの
	油タンク	(1) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのあるもの (2) 機器本体と一体のものであつて気密油タンクのないもの (3) その他のもの
	燃焼方式	(1) しん式のもの (2) ポット式のもの (3) 圧力噴霧式のもの (4) 回転霧化式のもの (5) ジェット噴射式のもの (6) 気化式のもの (7) その他のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
ライター	種類	(1) たばこ用のもの (2) その他のもの
	燃焼方式	(1) ポストミキシングバーナー式のもの (2) プリミキシングバーナー式のもの (3) その他のもの
	点火方式	(1) やすり式のもの (2) 圧電素子を備えた押しボタン式のもの (3) 圧電素子を備えたスライドボタン式のもの (4) その他のもの
	意図しない点火を防止する方法	(1) 操作力によるもの((3)に掲げるものを除く。) (2) 操作方法によるもの (3) 操作力及び操作変位によるもの
	火炎の高さ調整機構	(1) あるもの (2) ないもの
	燃料の再充てん	(1) できるもの (2) できないもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
磁石製娯楽用品	磁石の材質	(1) ネオジムを含有することで磁束密度を高めたもの (2) その他のもの
	磁石製娯楽用品の構成	(1) 磁石のみのもの(磁石を使用する部品から容易に外れる構となつているものを含む。) (2) 磁石を使用する部品のみのも (3) その他のもの
	磁石及び磁石を使用する部品の形状	(1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの
	磁極の表面積の最大値	(1) 30 平方ミリメートル未満のもの (2) 30 平方ミリメートル以上 400 平方ミリメートル未満のもの (3) 400 平方ミリメートル以上のもの
	磁極の表面積の最小値	(1) 30 平方ミリメートル未満のもの (2) 30 平方ミリメートル以上 400 平方ミリメートル未満のもの (3) 400 平方ミリメートル以上のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
吸水性合成樹脂製玩具	吸水前の形状	(1) 球形又は回転楕円体のもの (2) その他のもの
	吸水前の大きさ	(1) 直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するものの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 力を加えたときに、直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの
	吸水後の大きさ	(1) 直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するものの（(2)に掲げるものを除く。） (2) 力を加えたときに、直径 20 ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3) その他のもの

<別紙 1>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1) 主として触るもの (2) 主として体を支えるもの (3) その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1) 含むもの (2) その他のもの
	磁石・磁性部品	(1) 含むもの (2) その他のもの
	音を発する構造	(1) 含むもの (2) その他のもの
	熱源	(1) 含むもの (2) その他のもの

(6) 別紙2の記載例

＜別紙2＞

(※記載例を斜体で表示)

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

当社が製造（輸入）を予定している特定製品はSGマーク制度を活用します。

(備考)

※ PL保険等により損害の賠償を行う場合は、保険証券等の写し（コピー）など、保険の内容がわかる書類の写しを添付してください。

※ SGマーク制度を活用する場合は、型式確認証等の文書の写しを添付してください。

※ 事業届出時に損害賠償措置に係る型式確認証等の写しの提出が困難な場合は、当該写しの入手予定日及び提出予定日(期限)を明らかにした上で、当該提出予定日までに提出してください。遅くとも、当該特定製品を販売又は販売を目的とした陳列をするまでに措置を行い、遅滞なく、届出書を提出した先に事業届出事項変更届出をする必要があり、当該提出予定日までに提出されないときは法第11条第5項違反となります。

(7) 別添の記載例

① 工場要件に該当しない場合

(※記載例を斜体で表示)

(別添)

当該特定製品の輸入事業に係る事務所等の名称及び所在地等

名称	所在地	事業内容
〇〇株式会社〇〇事務所	〇〇県〇〇市・・・・	輸入手続、事業届出書の保存
〇〇株式会社〇〇倉庫	〇〇県〇〇市・・・・	自主検査の実施及びPSCマークの表示

② 工場要件に該当する場合

(※記載例を斜体で表示)

(別添)

当該特定製品の輸入事業に係る事務所等の名称及び所在地等

名称	所在地	事業内容
〇〇株式会社〇〇本社	〇〇県〇〇市・・・・	輸入手続管理、消費者対応
〇〇株式会社〇〇事務所	〇〇県〇〇市・・・・	自主検査の実施、事業届出書の保存

(8) 委託契約書の記載例

(※記載例を斜体で表示。甲が特定輸入事業者、乙が国内管理人)

国内管理人の業務に係る委託契約書

① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項

第〇条 甲及び乙は、それぞれ住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を変更したときは、遅滞なくその旨を相手方及び経済産業省に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、以下のメールアドレスを用いて、1か月に1回を目途に本件業務に関する定期的な連絡を行うこととする。ただし、本件業務に関して重大な事象が生じた場合はこの限りでない。

甲の電話番号：

甲のメールアドレス：

乙の電話番号：

乙のメールアドレス：

3 甲及び乙は、以下の電話番号を緊急連絡先として指定し、経済産業省の求めがあった場合又は有事の際には速やかに連絡を取り合うものとする。

甲の緊急連絡先：

乙の緊急連絡先：

第〇条 本件特定製品について監督官庁から問合せがあった場合、原則として乙が対応するものとする。

2 乙は監督官庁から問合せがあった場合には、直ちに甲に通知し、必要な情報を直ちに収集し、監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は乙から監督官庁から問合せがあった旨の報告を受けた際は、直ちに必要な情報を乙に提供するとともに、必要に応じて甲自らが監督官庁とやり取りしなければならない。

② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項

第〇条 甲及び乙は、国内又は海外において本件特定製品について事故が生じたことを知ったときは、相手方に報告するとともに、監督官庁に報告し、対応方針の相談をするものとする。

2 甲及び乙は、本件特定製品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、直ちに相手方及び監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は、本件特定製品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、本件製品の欠陥の原因の究明及び除去並びに損害発生の防止のために必要な措置をとらなければならない。この場合において、乙は当該措置に協力しなければならない。この場合において、乙は当該措置に協力し、監督官庁との協議を行うほかその解決のために真摯に対応するものとする。

る。

- ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項

第〇条 甲は、乙に対し、消安法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び消費生活用製品安全法施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与する。

- ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項

第〇条 甲は、乙に対して、甲の輸入に係る前項の本件特定製品の検査記録の写し（本件特定製品が特別特定製品の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を提供しなければならない。

2 乙は、次条第3項の規定に基づき甲から提供を受けた検査記録の写し（本件特定製品が特別特定製品の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を保存しなければならない。

3 乙は、検査記録又は適合性検査に係る証明書若しくは適合同等証明書の写しについて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存するものとする。

- ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項

第〇条 乙は、消安法第40条第1項及び特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則の各条項に基づいて、必要な事項を適時に経済産業省に報告しなければならない。

2 甲は、乙からの求めがある場合には、本件特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに本件特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他本件特定製品の輸入の業務に関する甲の業務に関する事項（消安法第6条第5号の損害賠償措置に関する事項を含む。）に関して、遅滞なく乙に報告しなければならない。

3 甲は、乙に対する立入検査の実施日において、乙又は経済産業省若しくは機構と適時に連絡がとれるようにしておかななければならない。

4 甲は、甲又は乙が消安法第42条第1項に基づく消費生活用製品の提出を命じられた場合には、その提出に協力しなければならない。

4. 事業期間中の手続

4-1. 手続事項一覧

事業期間中の手続については、次の表の事項の欄に掲げる内容に応じて、必要な手続の欄に掲げる届出等が必要です。

事項		関連条項	必要な手続 (※提出期限)
4-2	①届出事業者の氏名又は名称及び住所の変更 ②特定輸入事業者にあつては、国内管理人の氏名又は名称及び住所の変更 ③特定製品の型式の区分の変更(追加、削除) ④技術基準省令第7条の2で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)の変更 ⑤消費生活用製品安全法第6条第5号の措置の内容の変更	法第8条第1項、技術基準省令第9条第1項	事業届出事項変更届出書(技術基準省令様式第8) ※変更後 <u>遅滞なく</u>
	⑥技術基準省令第7条の2で定める要件に該当しなくなったとき又は当該要件に該当しない者が当該要件に該当するとき	法第8条第2項、技術基準省令第9条第4項	
—	届出事業者が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更	技術基準省令第9条第3項	不要
—	法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名の変更		
4-3	①当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス ②技術基準省令第十五条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項	報告規則第2条	業務報告書(報告規則様式第1) ※ <u>法第6条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内</u>
4-4	技術基準省令第十五条の二第五号の委	報告規則第3条	契約解除等報告書(報

	託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は契約の更新を行わない旨の申出をしようとするとき		告規則様式第2) ※技術基準省令第15条の2第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日まで
4-5	輸出用の特定製品を製造し、又は輸入するとき	・法第4条第3項第1号、技術基準省令第4条第1項 ・法第11条第1項第1号、技術基準省令第13条	特定製品輸出用例外届出書（技術基準省令様式第1）
4-6	輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合における主務大臣（経済産業大臣）の承認を受けるとき	・法第4条第3項第2号、技術基準省令第4条第2項 ・法第11条第1項第2号、技術基準省令第13条	特定製品例外承認申請書（技術基準省令様式第2）
4-7	古物営業法第2条第1項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合における主務大臣（経済産業大臣）又は経済産業局長の承認を受けるとき	・法第4条第3項第4号	古物である子供用特定製品例外承認申請書（技術基準省令様式第2の2）
4-8	略称又は記号の承認を受けるとき	技術基準省令別表第1	略称（記号）表示承認申請書（技術基準省令様式第16）
4-9	届出事業者の氏名又は名称に代えて登録商標を表示するとき	技術基準省令別表第1	登録商標表示届出書（技術基準省令様式第17）

※地位承継の手続は「5. 地位承継の手続」、事業廃止の手続は「6. 事業廃止の手続」を参照。

4－2．事業届出事項変更届出

(1) 必要書類

事業の届出内容（様式第3等）に変更が生じた時は、遅滞なく、「事業届出事項変更届出書（様式第8）」の提出が必要です。届出内容の変更に係る書類は、届出書に当該書類を添えて提出する必要があります。

<共通>

✓ 様式第8（事業届出事項変更届出書）

※ 日付けは、提出年月日を記入してください。提出年月日は、変更年月日以降を記載し、提出をお願いします。

※ 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の役職名と氏名を記載してください。社印及び社長印は不要です。

※ 本件に関する連絡先（担当部署及び氏名等）を余白に記載してください。

<②国内管理人の氏名又は名称及び住所の変更>

（国内管理人の住所の変更）

✓ 国内管理人の登記事項証明書（国内管理人が法人の場合）又は住民票の写し（国内管理人が個人の場合）

（国内管理人の氏名又は名称の変更）

✓ 様式第3の2（権限証明書）

※ 国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分のお知らせ及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類

✓ 委託契約書の写し

※ 技術基準省令第15条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

✓ 様式第3の3（誓約書）

※ 国内管理人が第15条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

<③特定製品の型式の区分の変更>

✓ 別紙（技術基準省令別表第2で定める特定製品の型式の区分）

※ 型式の変更（変更・追加・削除）の場合は、別紙として型式の区分を添付してください。型式の追加時、損害賠償措置についてSGマーク制度を利用する場合は、追加する型式の型式確認証等の写しを添付ください。

<⑤消費生活用製品安全法第6条第5号の措置の内容の変更>

✓ 別紙（損害賠償措置の内容）

※ 損害賠償措置に係る事業届出事項変更届出の場合は、証書、型式確認証等の写しを添付してください。

(2) 提出方法

届出書を提出される際は、「7. 届出書の提出先」をご確認ください。また、記載方法などご不明な点等があれば、事前にご相談ください。

(3) 特定製品の型式の区分の変更の記載例

<③特定製品の型式の区分の変更>

・型式の変更の場合（様式第8）

- 1 変更の内容 : 型式の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）の型式の区分として別紙1は生産を中止し、新たに別紙2について生産を行うため、届出内容を変更する。

・型式の追加の場合（様式第8）

- 1 変更の内容 : 型式の追加
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）の型式の区分として別紙について生産を行うため、型式を追加する。

・型式の削除の場合（様式第8）

- 1 変更の内容 : 型式の削除
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）の型式の区分として別紙について生産を中止したため、型式を削除する。

(4) 製造工場の変更の記載例

<④工場の名称及び所在地の変更>

・製造工場の名称の変更の場合（様式第8）

- 1 変更の内容 : 製造工場の名称の変更
- 2 変更の年月日 : ○○年○○月○○日
- 3 変更の理由 : ○○年○○月○○日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、○○（特定製品名）を製造している○○工場の体制変更に伴い、○○工場へ名称を変更する。

・製造工場の所在地の変更の場合（様式第8）

- 1 変更の内容 : 製造工場の所在地の変更

2 変更の年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由：〇〇年〇〇月〇〇日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、
〇〇（特定製品名）を製造している〇〇工場の移転に伴い、〇〇へ所在地を変更する。

・製造工場の追加の場合（様式第8）

1 変更の内容：製造工場の追加

2 変更の年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由：〇〇年〇〇月〇〇日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、
〇〇（特定製品名）については、新たに〇〇工場において生産を行うため、製造工場を
追加する。

・製造工場の削除の場合（様式第8）

1 変更の内容：製造工場の削除

2 変更の年月日：〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由：〇〇年〇〇月〇〇日付け（事業・事業届出事項変更）届出書のうち、
〇〇（特定製品名）については、〇〇工場において生産を中止したため、製造工場を削
除する。

4－3．国内管理人の定期報告

国内管理人は、当該国内管理人に係る届出事業者が法第6条の規定に基づく届出を行った日から起算して1年を経過するごとに、その1年を経過した日から1月以内に「業務報告書（様式第1）」の提出が必要です。本報告を行う際は、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は7．届出書の提出先を参照。）に提出してください。

様式第1（第2条関係）

業務報告書

年 月 日※1

殿

氏名又は名称及び法人にあ

ってはその代表者の氏名※2

住 所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第40条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
- 2 特定製品の区分
- 3 届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
- 4 届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容※3

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 4は変更がある場合に記載すること。

《記載要領》

※1 日付けは、提出年月日を記入してください。

※2 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。

※3 変更がある場合に記載すること。

※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

※5 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

4-4. 契約解除等報告

特定輸入事業者である届出事業者又は国内管理人は、技術基準省令第15条の2第5号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は契約の更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して30日前の日までに、「契約解除等報告書（様式第2）」の提出が必要です。本報告を行う際は、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は7. 届出書の提出先を参照。）に提出してください。

様式第2（第3条関係）

契約解除等報告書

年 月 日※1

殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名※2

住 所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第40条第1項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあつてはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
特定製品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

《記載要領》

※1 日付けは、提出年月日を記入してください。

※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。

※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

※5 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

4－5．特定製品輸出用例外届出

輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する時は、「特定製品輸出用例外届出書（様式第1）」の提出が必要です。本届出を行う際は、「当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面」を添付し、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は7．届出書の提出先を参照。）に提出してください。

様式第1（第4条第1項、第13条関係）

特定製品輸出用例外届出書

年 月 日※¹

殿

氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名※²

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第4条第3項第1号~~（第11条第1項第1号）~~※³の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

《記載要領》

※1 日付けは、提出年月日を記入してください。

※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。

※3 法第4条第3項第1号の規定に基づく届出の場合は、「（第11条第1項第1号）」を消去、法第11条第1項第1号の規定に基づく届出の場合は、「第4条第3項第1号」を消去してください。

※4 特定製品が輸出用のものであることを証する書面を添付してください。（技術基準省令第4条第1項）

（例）製造又は販売を行う者が輸出を直接行う場合（輸出業者と輸出代行契約を締結している場合を含む。）にあつては輸入業者との売買の契約書、信用状、輸出承認書、輸出申告書（銀行認証用）、インボイス及び輸出申告書（税関用）のいずれか一つの写し、それ以外の場合にあつては輸出業者との当該製品が輸出されることが明記された売買の契約書の写し

※5 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

※6 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

4－6．特定製品例外承認申請

輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合における主務大臣（経済産業大臣）の承認を受ける時は、「特定製品例外承認申請書（様式第2）」の提出が必要です。本申請を行う際は、「特定製品の仕様の特殊性、特定の需要家、特定の方法等で使用され、一般消費者の手に渡らないことを証する書面」を添付し、経済産業省本省に提出してください。

様式第2（第4条第2項、第13条関係）

特定製品例外承認申請書

年 月 日^{※1}

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名^{※2}

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法^{第4条第3項第2号}~~（第11条第1項第2号）~~^{※3}の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量^{※4}
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所^{※4}
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分^{※6}

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 法第4条第3項第2号の規定に基づく届出の場合は、「（第11条第1項第2号）」を消去、法第11条第1項第2号の規定に基づく届出の場合は、「第4条第3項第2号」を消去してください。
- ※4 製造、輸入又は販売を予定する数量、又は最終使用者が確定していない場合は、その確定がなされ次第、遅滞なく販売管理表（様式自由）をご提出ください。
- ※5 特定製品の仕様の特殊性、特定の需要家、特定の方法等で使用され、一般消費者の手に渡らないことを証する書面を添付してください。
- ※6 例外承認を受ける特定製品の型式の区分を記載してください。
- ※7 申請が承認された場合は、経済産業大臣名の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※8 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

4－7．古物である子供用特定製品例外承認申請

古物営業法第2条第1項に規定する古物である子供用特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合における経済産業大臣又は経済産業局長の承認を受ける時は、「古物である子供用特定製品例外承認申請書（様式第2の2）」の提出が必要です。本申請は、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は7．届出書の提出先を参照）に提出してください。

様式第2の2（第4条第4項関係）

古物である子供用特定製品例外承認申請書

年 月 日※1

殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名※2

住所

電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第4条第3項第4号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分（子供用特定製品に係るものに限る。）
- 2 販売を予定する店舗の名称及び所在地
- 3 販売を予定する店舗ごとの販売を予定する数量※3
- 4 子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置の内容※4

《記載要領》

※1 日付けは、提出年月日を記入してください。

※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。

※3 販売を予定する数量については、前年度の販売実績をもとにした概算による記載や販売管理表（様式自由）を提出いただくこともできます。

※4 措置の内容については、各店舗において本承認に基づく子供用特定製品の販売に係る責任者を任命していること、またその責任者の「役職名」及び「氏名」、各店舗従業員に対する研修の概要及び実績等を記載いただくとともに、従業員に配布したマニュアル（様式自由）をご提出ください。

※5 中古品特例の承認がされた場合は、経済産業大臣名（経済産業局長名）の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

※6 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

4－8．略称（記号）表示承認申請

特定製品に表示する届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は記号の表示に代えることができます。（技術基準省令 別表第1）略称又は記号の承認を受ける時は、「略称（記号）表示承認申請書（様式第16）」を経済産業省本省に提出してください。

様式第16（別表第1関係）

略称~~（記号）~~^{※2}表示承認申請書

年 月 日^{※1}

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名^{※3}

住所

電話番号及び電子メールアドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称~~（記号）~~^{※2}を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称 又は記号 ^{※2} に代える事項	略称 又は記号 ^{※2}
	〇〇株式会社	

《記載要領》

※1 日付けは、提出年月日を記入してください。

※2 略称の表示か記号の表示かを区別するため、申請書中 4ヶ所 に書かれている『略称（記号）』の部分については、「略称」又は「記号」のどちらかを消去 してください。

※3 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。

※4 本申請は特定製品の区分毎に提出いただく必要がありますが、原則として1事業者1略称（記号）とします。

また、略称（記号）は事業者の名称を簡潔に省略したものであり、かつその略称（記号）によって容易にその事業者の名称を察知しうるものである必要がありますので、申請にあたってはご注意ください。

※5 略称（記号）表示の承認がされた場合は、経済産業大臣名の承認書を返送いたしますので、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。

※6 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

4-9. 登録商標表示届出

特定製品に表示する届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標の表示に代えることができます。（技術基準省令 別表第1）本届出を行う際は、「登録商標表示届出書（様式第17）」を経済産業省本省に提出してください。

様式第17（別表第1関係）

登録商標表示届出書

年 月 日^{※1}

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつて
はその代表者の氏名^{※2}

住所

電話番号及び電子メールアドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標
	〇〇株式会社	登録番号 * * * * * * *

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあつてはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 商標登録通知書、商標登録証、登録簿謄本のうちいずれかの1つの写し（登録番号が記載されているもの）と、商標公報の写し（当該登録商標が記載されているページ）を添付してください。
- ※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※5 登録商標の有効期間にご注意ください。
- ※6 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

5. 地位承継の手続

届出事業者の地位を承継（営業譲渡、相続、合併）した時は、「特定製品製造（輸入）事業承継届出書（様式第4）」の提出が必要です。本届出を行う際は、下記の「添付する様式」及び「事実を証する書面」を添付し、経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は7. 届出書の提出先を参照。）に提出してください。

＜添付書類＞

承継の原因		添付する様式	事実を証する書面
(1) 営業譲渡		様式第5（特定製品製造（輸入）事業譲渡譲受証明書）	営業譲渡契約書の写し
(2) 相続	二以上の相続人の全員の同意による場合	様式第6（特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書）	① 戸籍謄本 ② 相続権者の同意書等
	上記以外の場合	様式第7（特定製品製造（輸入）事業者相続証明書）	戸籍謄本
(3) 合併		—	合併又は分割によって
(4) 分割		様式第7の2（特定製品製造（輸入）事業承継証明書）	届出事業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 届出事業者の地位を承継した事実を証する書面を添付してください。（詳細は P35 を参照）
- ※4 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※5 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

6. 事業廃止の手続

事業を廃止した時は、「特定製品製造（輸入）事業廃止届出書（様式第9）」を経済産業省本省又は管轄の経済産業局（詳細は7. 届出書の提出先を参照。）に提出してください。

《記載要領》

- ※1 日付けは、提出年月日を記入してください。
- ※2 「法人にあってはその代表者の氏名」は、代表者の「役職名」と「氏名」を記載してください（社印及び社長印は不要です。）。
- ※3 受領された届出書を自社保管する場合は、提出する資料を2部とし、併せて返信用の封筒（あらかじめ切手を貼付し、宛名を記載すること。）を同封してください。
- ※4 本件に関する担当部署及び担当者名を余白に記載してください。

7. 届出書・申請書の提出先

7-1. 届出・申請手続別提出先一覧

届出・申請手続の提出先については、次の表の事業区分に応じて、手続内容の欄に掲げる提出先への届出等が必要です。提出先は、7-2. 提出先一覧に記載の提出先にご提出ください。
 なお、4-6. 特定製品例外承認申請（様式第2）、4-8. 略称（記号）表示承認申請（様式第16）、4-9. 登録商標表示届出書（様式第17）は、経済産業省本省に提出してください。

（1）製造・輸入事業者

手続内容 ＼ 事業区分	工場要件の 該当有無	3. 事業開始届出（法第6条） 4-2. 事業届出事項変更届出（法第8条） 4-4. 契約解除等報告（報告規則第3条） ※特定輸入事業者のみ 4-5. 特定製品輸出用例外届出（法第11条第1項第1号） 5. 地位承継の手続（法第7条第2項） 6. 事業廃止の手続（法第9条）	4-5. 特定製品輸出用 例外届出（法第4条第3項第1号）
製造事業者	工場要件に 該当しない	○一の届出区分に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第4項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】	○特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第1項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】
	工場要件に 該当する	○一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第7項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】	○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】
輸入事業者（特定輸入事業者を除く）	工場要件に 該当しない	○一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第5項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】	○特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第2項）
	工場要件に 該当する	○一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる	

		事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第7項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】	○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】
特定輸入事業者	—	○一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第6項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】	—

（２）販売事業者

手続内容 ＼ 事業区分	工場要件の 該当有無	4－7. 古物である子供用特定製品例外承認申請（法第4条第3項第4号）
販売事業者（製造・輸入事業者を除く）	—	○販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第3項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】

（３）国内管理人

手続内容 ＼ 事業区分	工場要件の 該当有無	4－3. 国内管理人の定期報告（報告規則第2条） 4－4. 契約解除等報告（報告規則第3条）
国内管理人	—	○一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合【当該所在地を管轄する経済産業局長に提出】（令第19条第6項） ○複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合【本省製品安全課に提出】

7-2. 提出先一覧

(1) 経済産業局（一つの経済産業局の管轄区域内のみにある場合）

① 北海道

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西 2-1-1 札幌第1合同庁舎
電話 011-709-1792（直通）

② 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

経済産業省 東北経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）
電話 022-221-4918（直通）

③ 東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

経済産業省 関東経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
電話 048-600-0409（直通）

④ 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

経済産業省 中部経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
電話 052-951-0576（直通）

⑤ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

経済産業省 近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1号館
電話 06-6966-6098（直通）

⑥ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

経済産業省 中国経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
電話 082-224-5671（直通）

⑦ 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

経済産業省 四国経済産業局 産業部 商務・流通産業課 製品安全室
〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎
電話 087-811-8526（直通）

⑧ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

経済産業省 九州経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室
〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館
電話 092-482-5523（直通）

⑨ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 消費経済室
〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
電話 098-866-1741（直通）

(2) 本省製品安全課（複数の経済産業局の管轄区域にまたがる場合）

経済産業省 本省（大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課）
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
電話 03-3501-1511（代表） 03-3501-4707（直通）